

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活支援
 施策番号: 09 - 01

1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	01 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題項目の有無	-		
主担当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値	実績値					現時点での達成率
		H24	H25	H29	H25	H26	H27	H28	H29	
子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数		H24	27 校	61	20	30	**	**	**	0%
学校の要請に対する支援校の割合		H24	100 %	100	100	100	**	**	**	100%
要保護児童対策地域協議会の相談件数		H24	1,260 件	-	1,556	1,827	**	**	**	-
要保護児童に関する個別ケース検討件数		H24	288 件	332	244	258	**	**	**	0%
子育て家庭ショートステイ利用者数		H24	15 件	-	18	18	**	**	**	-

4 担当局評価(一次評価)

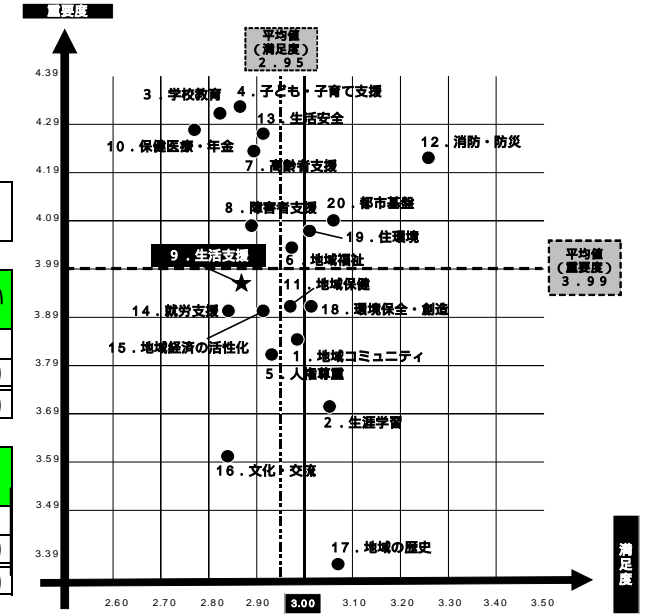
これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいること 支援を要する子どもの早期発見と早期対応</p> <p>【スクールソーシャルワークによる支援】 児童虐待、いじめ、不登校等の背景にある、家庭環境や社会環境などの要因に対応するため、福祉事務所に3名の子どもの育ち支援ワーカーを配置し、スクールソーシャルワークを行う「子ども家庭相談支援体制整備事業」を実施してきた。 平成26年度からワーカーを6人とすることで、各地区ごとに週1日特定の学校にワーカーを配置し活動する「配置校型」6校と、学校からの要請に応じて派遣し活動する「派遣校型」とに分ける体制とし、年間の相談件数も当初の111件から202件に増加した。 相談種別で例年一番多いのは不登校相談であるが、学校現場の指導に加えて、ワーカーとの協働により、不登校を改善して進学に結びつけたり、教員の安心感につながった事例もあり、活用した学校からは継続して要請があるなど、一定の理解を得られるようになっている。教育委員会においても、小中学校に取り組みが周知されて活動件数が増加し、ワーカーの福祉的・専門的視点によるアセスメント等が課題解決につながっているものと評価している。 こうした活動の結果、学校現場においてワーカーの認知が進み、事業開始から26年度までの5年間で、小学校33校 76.7%、中学校15校 78.9% の学校で、ワーカーの活動を通して子ども達の支援、あるいは研修活動に取り組めた。(目標指標) 一方、学校管理職の異動や教員の退職など制度発足時からの人材の入れ替わりも激しく、各々の学校現場では、実際の活用方法や連携のあり方、制度等について一部理解が得られていない面も見られる。そのため丁寧な教員の制度理解を進めるとともに、教育委員会が実施する長期欠席・不登校調査の学校訪問にワーカーも同行し、個別の状況に応じて子どもの背景にある問題をとらえ、共通認識のもとで必要に応じて協働する取組を進めている。</p> <p>【児童虐待の対応】 少子化や核家族化、地域社会の希薄化が進み、支援を要する家庭の課題やリスクが複雑化・深刻化しており、市民からの泣き声通報の増加など要保護児童等の相談件数は年々増加傾向にある。(目標指標)福祉事務所に9名の家庭児童相談員を配置し、子どもの養育に関する様々な相談に応じ、児童虐待に係る対応を行っている。また、要保護児童等について協議を行うため、「要保護児童対策地域協議会運営事業」を実施し、代表者会、地区別実務者会、個別ケース検討会の三層構造で運営を行っている。 平成26年度においては、年1回開催している代表者会にて34機関が児童虐待に対する取組等について情報交換を行い、それぞれの職責や役割の理解に努めた。性暴力被害の実態と支援・連携のあり方等の研修や、市内3駅前での児童虐待防止にかかる市民啓発キャンペーンなどを実施した。 また年18回開催している地区別実務者会では、ケースの支援方針や見守り体制等を参加メンバーで確認し、適切な支援を行っている。さらに、ケースの状況に応じて、年152回延べ258ケースの個別ケース検討会を開催し、積極的に要保護児童の支援について検討を行い、保護者への指導や保護者の不安感の解消を進めることで、子どもの育ちを適切に支える環境づくりに寄与してきた。(目標指標) そのほか、平成26年度に初めて居所不明児童の全国調査があり、国に13名の対象者を報告したが、26年12月までにすべての所在確認を行った。 しかし、児童虐待等の相談件数が増加するにつれて、実務者会の限られた会議時間の中、1件あたりの議論が深まりにくいといった問題や、継続ケースの定期的な支援の見直しに至っていないなど実務者会の会議運営も多くの課題を抱えている。さらに、居所不明児童の実態調査、現業活動の業務量の増など、要保護児童対策地域協議会及びその事務局が担う役割、責任も増加しており、嘱託員である家庭児童相談員を中心とした実施体制から、種々の調査、現業活動に対応できるよう嘱託員、正規職員のバランスの取れた人員体制や、適切な査察指導体制の構築を早急に検討していく必要がある。</p> <p>【子育て家庭ショートステイによる支援】 「子育て家庭ショートステイ事業」では、保護者が疾病になった世帯や育児疲れの家族などを支援し、ケースが育児放棄などに困難化するのを未然に防いでいる。 平成26年度中に2箇所所利用施設が増え、現在8箇所の児童福祉施設にショートステイを依頼することができるようになった。一方で、子どもの送迎の問題等から保護者側には本市の近隣施設の利用ニーズが高く、ここ数年利用調整を行う中で、施設側からは満床のため受入を断られたり、保護者側からは遠方のため利用を拒否するなど、利用希望に応じられないケースが発生している。(目標指標)</p>	
<p>主な事業</p> <p>子ども家庭相談支援体制整備事業 要保護児童対策地域協議会 子育て家庭ショートステイ事業</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>進捗</p> <p>順調</p> <p>概ね順調</p> <p>やや遅れ</p> <p>遅れている</p>

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	重要度					満足度				
	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
支援を要する子どもの早期発見と対応 生活保護、自立支援	35.9%	29.6%	29.6%	3.3%	1.7%	3.0%	9.6%	64.4%	17.1%	5.8%
	第11位 / 20施策		5点満点中		3.95点 (平均3.99点)	第15位 / 20施策		5点満点中		2.87点 (平均2.95点)
	第13位 / 20施策		5点満点中		4.35点 (平均4.39点)	第18位 / 20施策		5点満点中		2.73点 (平均2.91点)

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



5 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>【スクールソーシャルワークによる支援】 「配置校型」6校と「派遣校型」でワーカーの活動を継続し、配置校では、小中連携の視点を持ち、関係する小中学校にもアウトリーチにより活用を働きかける。 教育委員会と連携して、ワーカーの活動事例を示す研修会等を実施するなど、より具体的なスクールソーシャルワーク活動の周知に努め、積極的に学校の対応力向上や関係機関とのネットワーク構築といった学校内の支援体制づくりをサポートする取組を進めていく。</p> <p>【児童虐待の対応】 児童虐待の防止や早期発見・早期対応のため、関係機関職員との連携の視点や対応レベルの向上に向けた研修会を積極的に開催する。また、相談や通告先の一層の周知と、児童虐待防止推進に対する市民の関心を高める啓発活動を継続して実施する。 今後とも要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との緊密な連携・協力のもと児童虐待の適切な対応に努める。</p> <p>【子育て家庭ショートステイによる支援】 育児疲れなどを抱える保護者に対し、ショートステイの利用を勧め、引き続き子育て不安感の軽減に努めるとともに、利用に至らない場合でも、保護者や子どもの状況に応じて、一時保育や自立支援サービスなどの在宅支援サービスの利用支援や関係機関と連携した見守り等を行うなど、継続的な相談対応や支援に取り組んでいく。</p>
<p>新規・拡充の提案につながる項目</p> <p>【児童虐待の対応】 国においては、平成27年度も引き続き居所不明児童の調査を行う予定である。26年度は当該調査を優先して処理した結果、すべての所在確認を行うことができたが、この調査には、入国管理局をはじめ庁内外の関係機関への聞き取りや、必要に応じた夜間訪問など煩雑な現業業務を集中して行う必要がある。 また、虐待の重篤事案を発生させないため、日々の見守りと早期対応が必要であるが、現状では日々の対応に追われ、要保護児童すべての定期的な見直しや検討も行っていない状況である。こうしたことから、種々の調査、現業活動に対応できる職員を配置し、適切に査察指導体制を構築することを検討していく必要がある。</p>
<p>改革・改善の提案につながる項目</p>

評価と取組方針
<p>・平成26年度に、子どもの育ち支援ワーカーを3人から6人に増員した結果、指標「活動した学校数」を伸ばしているほか、不登校を進学に結びつけるなど改善事例にもつながっている。今後、学校現場における連携のあり方について、更に強化できるよう取り組む。</p> <p>・子どもの育ち支援ワーカーについては、他のソーシャルワーカーとの連携も含めて、より効果的な取組を進めていく。</p> <p>・今後、(仮称)子どもの育ち支援センターの設置を目指し、現状の組織を前提とするのではなく、望ましいセンター機能のあり方を庁内で検討する。また、家庭状況等のデータ収集や分析、関係者の情報共有を進めるとともに、児童虐待の対応のほか、就学前から青少年期まで切れ目なく、子どもに焦点をあてた支援策の構築を目指して協議・調整を進める。</p> <p>上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「重点化」とし、平成28年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。</p>
<p>総合評価</p> <p>重点化</p> <p>転換調整</p> <p>現行継続</p>

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活支援
 施策番号: 09 - 02

1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	02 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無			就労や自立の支援
局重点課題項目の有無	-		
担当当局	健康福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
住宅・生活支援対策事業対象者の就職率		H24 67.5 %	73.5	73.5	47.6	**	**	**	0%
地域生活支援制度の利用が必要と思われる対象者のうち、実際に利用している人の割合		H24 83.3 %	100	83.3	87.1	**	**	**	22.8%
母子生活支援施設入所者のうち自ら居宅を構築退所した世帯数		H24 8	11	10	5	**	**	**	0%
DV相談件数		H24 460 件	-	398	526	**	**	**	-
生活困窮者自立相談支援事業の「相談件数」、「就労・増収率」など		-	-	-	-	**	**	**	-

4 担当局評価(一次評価)

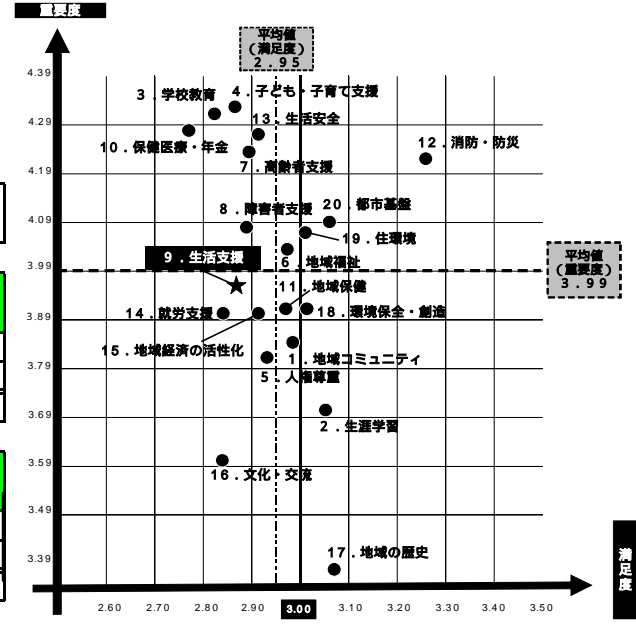
これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)							
<p>行政が取り組んでいくこと 幅広い支援に向けた連携</p> <p>【生活困窮者自立支援制度にかかる体制整備】 平成27年4月の生活困窮者自立支援制度の運用に向けて、平成26年度においては、複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、就労支援をはじめとした各種支援に繋げるため、保険料・税の窓口や生活保護などの困窮者の情報に接する機会が多い庁内関係各課で構成する生活困窮者自立支援制度庁内連携会議や、地域における様々な社会資源を活用した支援を行うために関係機関・団体と意見交換や情報共有を図ることを目的とした生活困窮者自立支援制度推進協議会を設置し、早期把握と支援のネットワークを構築するなどの準備を進めてきた。</p> <p>平成27年度においては、新たな相談支援窓口として「しごと・くらしサポートセンター尼崎」(以下「サポートセンター」という。)を開設し、生活困窮者が制度の狭間に陥らないよう幅広く相談に対応し、一人ひとりの状況に合わせた支援計画を策定し、支援に取り組んでいる。</p> <p>【住宅・生活支援対策事業】 住宅・生活支援対策事業対象者の就職率については、雇用情勢の改善等に伴い申請件数が減少している中、直ちに就職することが難しい対象者も多く、前年度に比べ低下している。住宅・生活支援対策事業については、生活困窮者自立支援制度における「住居確保給付金」として制度化されていることから、今後は、サポートセンターにおける就労支援に加えて生活困窮者等就労準備支援事業を効果的に組み合わせるなど、切れ目なく段階的な就労支援を実施していく必要がある。(目標指標) 指標「住宅・生活支援対策事業対象者の就職率」については、次年度以降は、住居確保給付金の支給対象者を含む「生活困窮者自立相談支援事業の相談件数」や「当該事業による就労・増収率」といった指標に変更することが妥当である。</p> <p>【中国残留邦人等に対する支援】 中国残留邦人等に対して、世帯収入が一定基準に満たない場合に経済的支援を行う「生活支援給付事業」と、日本語教育や通訳派遣等を行う「地域生活支援事業」を実施している。 「生活支援給付事業」は対象者全員が受給しているが、「地域生活支援事業」については、各対象者のニーズに応じた制度利用が概ねできているものの、自宅に引きこもっているなど、地域社会での生活に必要なと思われる制度を利用していない対象者もいる。 平成26年度中、これまで支援制度を利用したことのない対象者に、粘り強く働きかけ、日本語教室に1名、交流事業に1名、自立支援通訳に2名の利用に繋げることができた(目標指標)。しかし、日本語教室及び交流事業の参加者の中には集団活動に抵抗感を示す者もいることから、個々の状況に応じた個別の支援により、地域で孤立したり、生活に支障が生じることがないよう、必要と思われる制度の利用勧奨や、対象者の高齢化にも配慮した取組、介護事業者など関係機関との連携が必要である。</p> <p>【施設入所措置】 児童福祉法に基づき、経済的理由を背景とした「助産施設への入所措置」や母子の自立助長を図るために「母子生活支援施設への入所措置」を継続して行っている。 助産施設は市内に1箇所しかなく、やむを得ず市外施設への入所依頼を行うこともあるが、入所措置が必要な妊婦が安心して入院助産を受けられるよう対応するとともに、出産後の養育面についても関係機関と連携した支援を行っている。 母子生活支援施設への入所については、夫等の暴力から逃れるために遠方の施設への入所措置が望ましいケースが多くなっている。入所後の生活についても、就労や生活の安定には相応の時間が必要であり(目標指標)、子の養育面や社会生活面においても課題を抱えている入所者が多い。状況に応じて助言指導しながら、入所児童の保育や学校への登校支援、家計相談、就労相談など、関係機関と連携した支援を行っている。</p> <p>【DV被害者支援】 配偶者暴力相談支援センター機能を整備し、警察署等と連携しながら5人の婦人相談員が対応を行っている。 相談件数は前年度の398件から526件と増加してきている(目標指標)。当センター機能の特色として、困難ケースの対応に対して弁護士の有識者アドバイザーから指導助言を受けるなど相談体制の充実を図っているが、男女共同参画審議会からは、法的な面だけでなく心理面におけるアドバイザーの充実も求められている。</p>							
次年度に向けた取組方針							
<p>【サポートセンターにおける支援の充実・強化】 生活困窮者の経済的自立に向け、支援内容の充実や、庁内外の関係機関とのネットワーク強化などに継続して取り組む必要がある。 特に、就労支援については、就労準備支援事業や就労訓練事業を活用するなど、直ちに一般就労が困難な支援対象者に対して段階的に支援し、また、一般就労が可能な相談者に対しては無料職業紹介事業により、直接就職につながる支援を行うなど、支援内容を充実しつつ相談件数の増加を図っていく。</p> <p>【中国残留邦人等に対する支援】 対象者のニーズや扶養義務者の状況、介護サービスなど社会資源の関わり等もふまえたうえで、地域で孤立したり、生活に支障が生じることがないよう、個々の状況に応じて、制度利用の対象と判断される者には、適切な支援や制度利用に努める。</p> <p>【施設入所措置】 生活に様々な課題を抱える助産制度利用者や母子生活支援施設の入所者に対し、引き続き関係機関との積極的な連携を図り、引き続き必要に応じた支援を行っていく。</p> <p>【DV被害者支援】 DV被害者の安心・安全に留意しながら、住居や就労など自立に向けて様々な課題を抱える相談者に対し、県女性家庭センターや警察など関係機関との連携強化を図り、適切な支援を行っていく。また配偶者暴力相談支援センターの一層の周知啓発に努める。</p>							
新規・拡充の提案につながる項目							
<p>【サポートセンターの相談体制の充実、取組の検討】 生活困窮者の早期把握に向け、関係機関・窓口から情報提供された生活困窮者への訪問といったアウトリーチにも取り組む必要があるものの、窓口の体制上、踏み込めていない。今後、来所者数や支援の状況を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度において未実施の任意事業(家計相談支援事業等)などの事業化の検討を含め、相談体制のあり方について検討を行っていく。</p> <p>【DV被害者支援】 弁護士に加えて、新たに臨床心理士等の助言をうけるなど、相談員支援のためのアドバイザー機能の充実を検討する。</p>							
改革・改善の提案につながる項目							
<p>【サポートセンターの相談体制の充実、取組の検討】 生活困窮者の早期把握に向け、関係機関・窓口から情報提供された生活困窮者への訪問といったアウトリーチにも取り組む必要があるものの、窓口の体制上、踏み込めていない。今後、来所者数や支援の状況を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度において未実施の任意事業(家計相談支援事業等)などの事業化の検討を含め、相談体制のあり方について検討を行っていく。</p> <p>【DV被害者支援】 弁護士に加えて、新たに臨床心理士等の助言をうけるなど、相談員支援のためのアドバイザー機能の充実を検討する。</p>							
主な事務事業	・住宅・生活支援対策事業 ・中国残留邦人等生活支援給付事業 ・母子生活支援施設措置費	関連する目標指標	進捗	順調	概ね順調	やや遅れ	遅れている

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	支援を要する子どもの早期発見と対応 生活保護、自立支援				
重要度	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
26年度	35.9%	29.6%	29.6%	3.3%	1.7%
	第11位 / 20施策	5点満点中	3.95点(平均3.99点)		
25年度	第13位 / 20施策	5点満点中	4.35点(平均4.39点)		
満足度	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
26年度	3.0%	9.6%	64.4%	17.1%	5.8%
	第15位 / 20施策	5点満点中	2.87点(平均2.95点)		
25年度	第18位 / 20施策	5点満点中	2.73点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針		
総合評価	<p>・平成27年度からは、生活保護に至らない人も対象とする生活困窮者自立支援制度の運用を開始し、新たな相談支援窓口として「しごと・くらしサポートセンター尼崎」を開設したところである。今後、その成果を見極め、適切な対策を講じていく。</p> <p>・生活困窮者自立支援制度に係る体制整備については、来所者数や支援の状況をふまえて、必要に応じて業務量に即した実施体制の検討を行う。</p> <p>上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>	
重点化	転換調整	現行継続

平成27年度 施策評価表 (平成28年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活支援
 施策番号: 09 - 03

1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	03 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
プロジェクト項目の該当有無	健康で自立した生活の確保に向けた取組(生活保護安定運営対策等事業)		
市長公約の該当有無	11 就労支援の充実、自立支援プログラムの充実、生活保護制度の抜本的な改革に向けた国への提言		
同重点課題項目の有無	-		
担当部署	健康福祉局		

2 目標指標

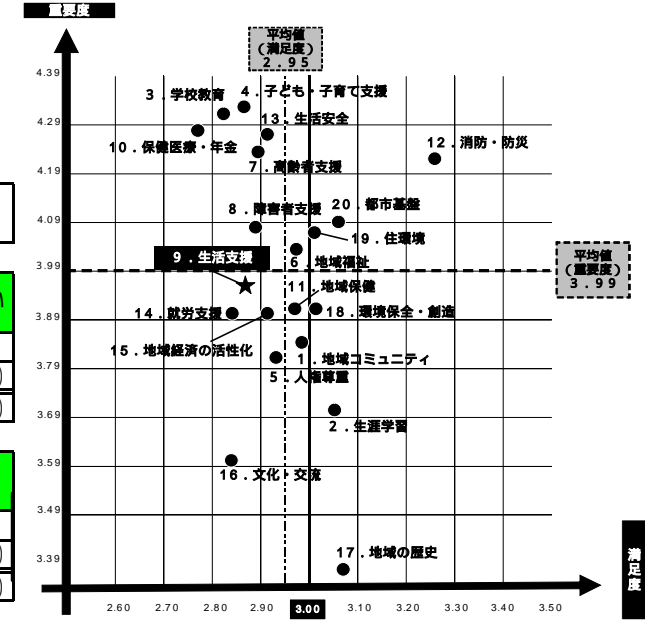
指標名	方向	基準値	目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
不正受給による費用徴収決定の適用率		H24 1.60 %	1.60	1.69	1.72	**	**	**	0%
生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数		H24 620 人	620	547	517	**	**	**	0%
生活保護受給者就労支援事業における就労開始件数		H24 292 件	310	215	220	**	**	**	0%
生活保護受給世帯の子どもの高校進学率		H24 90.4 %	97.5	90.7	89.6	**	**	**	0%

3 市民意識調査(市民評価)

総合計画に掲げる20施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、取組の「満足度」についての現状をお伺いするアンケートを実施しました。

項目内容	重要度					満足度				
	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
支援を要する子どもの早期発見と対応 生活保護、自立支援	35.9%	29.6%	29.6%	3.3%	1.7%	3.0%	9.6%	64.4%	17.1%	5.8%
	第11位 / 20施策	5点満点中	3.95点(平均3.99点)			第15位 / 20施策	5点満点中	2.87点(平均2.95点)		
	25年度	第13位 / 20施策	5点満点中	4.35点(平均4.39点)		25年度	第18位 / 20施策	5点満点中	2.73点(平均2.91点)	

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当部署評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)						
<p>行政が取り組んでいくこと 生活保護の適正運営と自立支援</p> <p>【適正運営】 平成27年3月現在、本市では生活保護世帯数13,629世帯、生活保護受給者数18,419人保護率4.13%となっており、リーマンショック後に稼働年齢層を中心に急増したが、現在も高齢化の進展に伴い増加が続いており、適正な制度運営を行うための体制整備が課題となっている。 生活保護制度は、制度を利用する人とそれを支える人双方の信頼の上に成り立つため、市民の信頼を損なう不正受給には厳正な対応が必要であり、平成23年度から保護面接相談担当課(平成27年度から保護第3担当課)に適正化推進担当を設置し、組織的に適正運営の取組を進めた結果、不正受給による費用徴収決定件数と適用率(生活保護受給者数に占める割合)は、平成24年度 286件・1.60%、平成25年度 304件・1.69%、平成26年度 315件・1.72%と増加傾向にある。(目標指標) 今後、適用率の目標値1.60%に向けて低減を図るため、引き続き課税調査等の適正実施に努めるとともに、不正受給の未然防止に向けた周知や関係課と連携した不正受給の公表等の取組を効率的に進めていく。</p> <p>【自立支援】 本市では平成14年度から就労促進相談員とケースワーカーが連携して一人ひとりに寄り添った丁寧な就労支援を実施し、さらに平成24年8月からは求職活動をももなかなく就労に結びつかず働く意欲を失っている方や就労経験が乏しく働くことに自信が持てない方などを対象にボランティア・職業体験事業を実施し、よりきめ細やかな支援に取り組んでいる。 平成26年度からは保護開始直後に就労が可能で早期の経済的自立が望まれる世帯を選定し、短期かつ集中的に就労支援を行うケースワーカーを配置し、33件の就労を支援し、うち12件を就労に結びつけ、経済的自立により5世帯が保護廃止に至った。また、平成26年11月からは「ワークサポートあまがさき」(本庁舎内のハローワーク常設窓口)を設置し、就労に結びつく可能性がある支援対象者等を即座にハローワークに繋げる取組を促進した。 こうした取組の中、ケースワーカーの配置数等の実施体制上の問題や、支援対象者に就労以外にも様々な課題を抱えた方が増えているといった社会的な要因などにより、生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数は平成24年度 620件、平成25年度 547件、平成26年度 517件と減少している。(目標指標) その一方で同事業における就労開始件数と開始率(就労支援対象者に占める割合)は、平成24年度 292件 47.1%、平成25年度 215件 39.3%、平成26年度 220件 42.6%であり、昨年度より成果は上がっている。(目標指標) 平成27年度からは、これまで集散的に配置していた就労促進相談員を、各係に1名配置することで、ケースワーカーとの連携を強化し適時の支援を開始できる体制に変更して、就労支援対象者数の拡大を図っていく。また、就労意欲が低い者等は就労準備支援事業、就労意欲・能力が一定ある者はハローワーク等関係機関につなぐなど、自立支援のさらなる充実により就労開始件数増に努めていく。</p> <p>【世代間連鎖の防止】 平成24年度における生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は市全体と比べて7.1ポイント低く、こうした背景には、生活保護世帯の子どもにおいては、親の教育や進学に対する熱意や関心の薄さなどが課題となる場合があり、また学習習慣が身につけていないため基礎学力の乏しさがあるなど学業や進学の環境が十分に用意されていないことが影響しているのではないかと考えられる。 高等学校等の進学は、将来、生活保護世帯等の子どもが、学歴や能力が原因で大人になって生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する上で重要な役割の一つとなっており、平成24年7月から対象を小学4年生から中学3年生までとして、地域に居場所を確保し、学習への動機付けを含めた補助学習の支援とともに、社会性や他者との関係を育むことを目的とした体験学習などの学習支援事業を実施している。 参加した子どもからは「新たな友達や指導員等の知り合いができた」「毎回来るのが楽しめた」といった声があり、社会性を育む居場所としての成果も見られる。また、秋以降に参加した中学3年生へ、短期集中的に受験対策を支援し、その多くは、高等学校等への入学につながったが、生活保護世帯全体で見ると進学率は平成26年度で89.6%と減少している。(目標指標) こうしたなか、学習支援教室は市内2箇所、遠くまで通いづらい、という声もあったが、平成27年度からは生活困窮者自立支援法の任意事業となり、生活困窮者世帯の子どもも対象となったこと等により、市内3箇所とするなど、さらに支援を進めていく。また、学習支援事業を利用した子どもの高等学校進学後の中退防止にも取り組んでいく。</p>						
主な事務事業	生活保護安定運営対策等事業 生活扶助費ほか9事業	関連する目標指標	進捗	順調	概ね順調	やや遅れ 遅れている

次年度に向けた取組方針	
<p>【適正運営】 保護の適正実施と生活保護受給者への自立支援に努めているものの、生活保護世帯数の増加はもとより、昨今、大幅な法改正や制度改正が続き、さらに審査請求等の増加もあって事務量は年々増加の一途だが、職員配置は十分に追いついていないため、人材育成を含め更に事務執行体制等を見直していく。 保護の適正実施については、引き続き課税調査等の各種調査を徹底するほか、不正受給の未然防止に向けた被保護者向けの周知等を進める。</p> <p>【自立支援】 就労支援に関しては、平成27年度から生活保護法の法定事業に位置づけられ、就労支援促進計画の策定が必要となっている。 引き続き、被保護者就労支援事業(就労促進相談員を活用した就労支援)、生活困窮者等就労準備支援事業、認定就労訓練事業(中間的就労)、ワークサポートあまがさきの活用、早期かつ集中的な自立に向けた就労支援などにより、生活保護受給者それぞれが持つ能力等に応じて計画的な支援を行うほか、それらを検証し、より効果的な取組の検討を行う。</p> <p>【世代間連鎖の防止】 学習支援事業については、引き続き参加が必要と考えられる世帯への働きかけを行うほか、高校生活に関する相談支援など高校中退防止の取組を進める。また、効果検証を行う中で適時必要な見直しを行っていく。</p>	<p>新規・拡充の提案につながる項目</p> <p>改革・改善の提案につながる項目</p>

5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針		
<p>生活保護の適正運営については、生活保護世帯数の増加への対応や、不正受給への対応など、着実に取組を進めている。今後、不正受給の未然防止にも努める中で、取組をより強化していく。</p> <p>生活保護の適正運営を行うための実施体制の整備については、平成26年度及び平成27年度に向けて行った増員の効果をふまえて、必要に応じて業務量に即した実施体制の検討を行う。</p> <p>就労支援や学習支援事業等については、事業拡充による効果などについて検証し、引き続き、適切な対策を講じていく。</p> <p>上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>		
総合評価		
重点化	転換調整	現行継続